

# 立地適正化計画の策定に向けた取組について

## 1 策定の背景

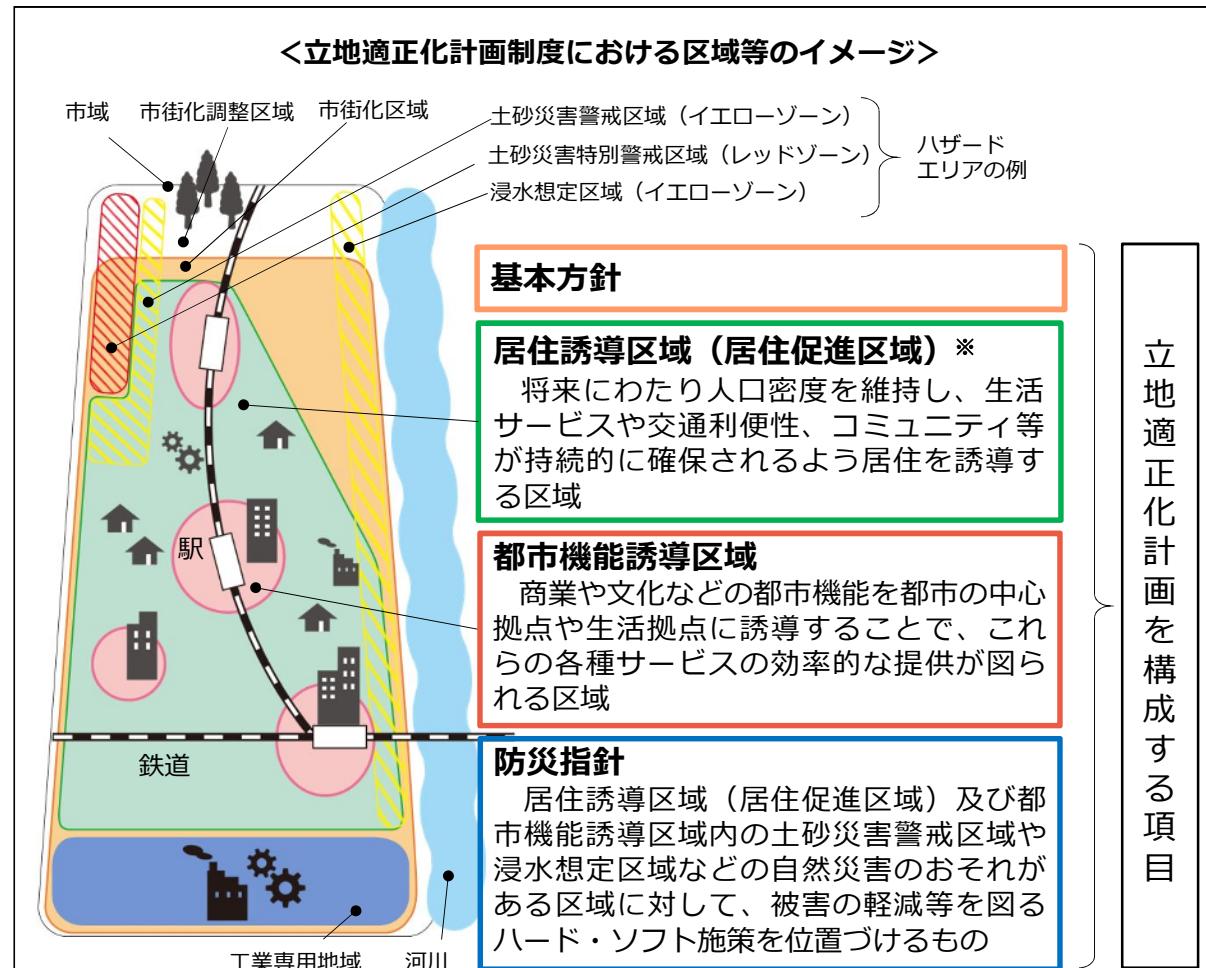
### (1) 立地適正化計画制度とは

- 平成26年の都市再生特別措置法の改正において、全国的な人口減少・少子高齢社会の更なる進展及び市街地の低密度化等への対応として、**市民サービスや地域活力の維持・向上等**を目的とし、都市計画区域に居住誘導区域（居住促進区域）・都市機能誘導区域等を設定する「**立地適正化計画制度**」が創設されました。
- 近年の自然災害の激甚化・頻発化を背景とし、令和2年の法改正等により、**防災・減災対策を推進**する計画制度として、自治体による「**防災指針**」の策定が位置づけられました。
- 立地適正化計画は、「**基本方針**」、「**居住誘導区域（居住促進区域）**」、「**都市機能誘導区域**」、「**防災指針**」の4つの項目で構成することとされています。

### (2) 本市の計画策定の目的

- 将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、都市計画マスタープランで示す土地利用や都市構造の考え方に基づき、居住や都市機能を誘導（促進）する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づけることで、**市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをめざす**ために策定を行います。

## 2 計画の策定に向けたこれまでの経過と今後のスケジュール



※本市では「居住促進区域」とします

